

NPO法人八代市スポーツ協会「やつしろスポーツ応援事業」助成金交付規程

(目的)

第1条 市民スポーツの振興と市民の体力の向上を図るため、NPO法人八代市スポーツ協会（以下「協会」という。）に加盟するスポーツ関係団体（以下「団体」という。）が実施する新規の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、助成金を交付するための手続き等を定めるものである。

(事業の名称)

第2条 本事業の名称は「NPO法人八代市スポーツ協会やつしろスポーツ応援事業」と称する。

(助成金の交付対象事業)

第3条 前条に規定する助成金の交付対象事業は、NPO法人八代市スポーツ協会が承認する事業であることとし、次の2つの事業とする。ただし、他の団体等から当該事業に対し、補助金等の交付を受けている事業については、対象外とする。

(1) スポーツ活動応援事業

市民の健康、体力づくり及び競技力向上のために実施するスポーツ事業を支援するもの

(2) ふるさと選手招聘支援事業

八代地域の出身者及び関係者のうち地域外で活躍するスポーツ選手、指導者などを招聘し、講習会や講演会などを通じて、広く市民に活動実績を紹介し、優れた技術や理論を還元する事業に対して支援を行うもの

2 交付対象となる事業は、あくまでも新規に実施する事業であること。既に開催している同種の事業、または過去に開催した同種の事業の名称を変えるだけ、または対象者や種目等を変更するなど単に部分的に変更するだけの事業は、対象外とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(助成金の交付対象団体)

第4条 前条に規定する助成金の交付対象団体は、次に掲げるとおりとする。

(1) 協会加盟団体（校区体協、競技団体）

(2) その他、市民スポーツの振興を主たる目的とした団体であると会長が認めた団体

(助成金の交付対象及び額)

第5条 前条に規定する助成金の額は、下記のとおりとする。

(1) スポーツ応援事業

①協会加盟団体にあつては、3万円以内

②その他、市民スポーツの振興を主たる目的とした団体であると会長が認めた団体にあつては、2万円以内

(2) ふるさと選手招聘支援事業

①概ね20万円以内で、会長が認めた額とする。

2 前項に定める金額については、会長が特に認める場合には、予算の範囲内で増額及び減額ができるものとする。

3 助成金の対象となる経費については、別途定める「八代市民体育祭運営助成金の支出に関する

基準」に準じるものとし、事業費の総額は、必ず第1項に定める金額と同額または上回るものとする。

- 4 ふるさと選手招聘支援事業の対象となる選手及び指導者とは、全国大会や国際大会の出場経験を有し、本事業にふさわしいと判断できる者とする。なお、詳細な判断基準等は、会長が別に定めるものとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、事業を実施しようとする日の1月前までに、NPO法人八代市スポーツ協会「やつしろスポーツ応援事業」助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、会長に申請及び請求をしなければならない。

- (1) 開催要項等事業の目的及び内容がわかる書類
- (2) 事業に係る収支予算書（様式第2号）
- (3) その他、会長が特に必要と認めた書類

- 2 助成金の交付申請の時点で予算の執行残がない場合には、申請を受理しないものとする。

(交付の決定)

第7条 会長が、申請書等を審査した結果、適当と認めたときは、「やつしろスポーツ応援事業」承認通知書（様式第3号）により、その承認をしないときは、「やつしろスポーツ応援事業」不承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の取消)

第8条 会長は、次のいずれかに該当する場合には、助成金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、交付の承認を受けたと認められる場合
- (2) 法令に違反した場合
- (3) 交付の承認の決定の際に付した条件に違反した場合
- (4) 事業費の総額が、助成額と同額またはそれ以下の場合

- 2 会長は、助成金の交付の取消をしたときは、速やかに「やつしろスポーツ応援事業」承認取消通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(事業報告)

第9条 「やつしろスポーツ応援事業」助成金の交付を受けた者は、当該事業終了後1月以内に事業完了報告書及び収支決算書（様式第6号）に関係書類（写真等）を添えて、会長に提出しなければならない。

(交付の制限)

第10条 この助成金の交付は、原則として1団体につき、1年度中に1回までとする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- 2 前項の定めにより交付を受けた団体は、原則として最初に交付を受けた年度を含め最長で3年間は交付を受けることができる。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この期間を短縮または延長することができる。

第11条 協会が別に定める八代市スポーツ振興費交付規程に基づき交付するスポーツ振興費交付金（平成30年6月1日施行）の対象となる事業は、この助成金の交付を同時に受けることはできない

い。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか交付に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成31年4月1日より施行する。
2. この規定の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。
3. この規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。
4. 令和4年6月1日一部改正。